

2025 年度版『民法教材』補足資料
(令和 8 年 4 月 1 日以降の試験から対象となります。)

令和 6 年 5 月 17 日に成立し、同月 24 日に公布された「民法の一部を改正する法律」が令和 8 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、民法教材に修正が必要となっております。

■令和 8 年 4 月 1 日改正民法施行に伴う民法ポイントマスター (05-MP9) の修正箇所

補足・修正箇所	現 行	補 足 ・ 修 正 後
テーマ 44 一般の先取特権	共益の費用 雇用関係 葬式の費用 日用品の供給	共益の費用 雇用関係 子の監護の費用 葬式の費用 日用品の供給
テーマ 44 空欄補充問題	□ 1. 先取特権には、債務者の総財産を目的とする【 1 】と債務者の特定の財産を目的とする【 2 】とがある。民法は、【 3 】、雇用関係、葬式の費用及び日用品供給の 4 種類の債権について、【 1 】を付与している。	□ 1. 先取特権には、債務者の総財産を目的とする【 1 】と債務者の特定の財産を目的とする【 2 】とがある。民法は、【 3 】、雇用関係、 子の監護の費用 、葬式の費用及び日用品供給の 5 種類 の債権について、【 1 】を付与している。
テーマ 44 ○×問題	2. 共益の費用、雇用関係、葬式の費用又は日用品の供給によって生じた債権を有する者は、債務者の総財産について先取特権を有し、この総財産には、 <u>債務者が所有する動産、不動産は含まれるが、債権は含まれない。</u>	2. 共益の費用、雇用関係、 子の監護の費用 、葬式の費用又は日用品の供給によって生じた債権を有する者は、債務者の総財産について先取特権を有し、この総財産には、 <u>債務者が所有する動産、不動産は含まれるが、債権は含まれない。</u>
	2. ×一般の先取特権は、共益の費用、雇用関係、葬式の費用、日用品の供給によって生じた債権について、債務者の総財産の上に認められる(306 条 1 号～4 号)。総財産には、 <u>債務者が所有する動産、不動産だけでなく、債権その他一切の権利が含まれる。</u>	2. ×一般の先取特権は、共益の費用、雇用関係、 子の監護の費用 、葬式の費用、日用品の供給によって生じた債権について、債務者の総財産の上に認められる(306 条 1 号～5 号)。総財産には、 <u>債務者が所有する動産、不動産だけでなく、債権その他一切の権利が含まれる。</u>